

令和 年度長崎県宿泊施設の緊急環境整備支援事業費補助金交付決定通知書

住 所
名 称
代表者名
施 設 名

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度長崎県宿泊施設の緊急環境整備支援事業費補助金の交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

令和 年 月 日

長崎県知事

記

- 1 交付決定額 金 円
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
- 2 交付決定の内容
補助金の交付対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付けで交付申請のあった令和 年度長崎県宿泊施設の緊急環境整備支援事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に記載のとおりとする。
- 3 交付の条件
(1)補助事業の実施にあたって、暴力団等と契約を締結してはならない。
(2)補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
ただし、補助事業に要する経費の配分のうち、経費区分間の配分額の20パーセント以内の金額の変更をしようとする場合で、補助金額に変更を生じないものについてはこの限りではない。
(3)補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当

該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

- (4) この補助金に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する県会計年度の終了の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (5) 補助事業により取得し又は効用が増した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳を備え、その管理状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (6) 補助事業者は、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。）及び長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第470号。）並びに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日府地創第127号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び長崎県宿泊施設の緊急環境整備支援事業費補助金実施要綱で定めるところに従わなければならない。

※交付の条件は、必要に応じ、追加できるものとする。